

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌エルプラザ公共施設情報システム等仮想サーバ更改業務
発 注 課	市民文化局男女共同参画室男女共同参画課
選 定 事 業 者	東日本電信電話株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>札幌エルプラザ公共4施設（男女共同参画センター、消費者センター、市民活動サポートセンター、環境プラザ）では、多岐にわたる各種業務を円滑に運営するため、複数のシステムから成る「札幌エルプラザ公共施設情報システム」を構築し、その利用により業務の効率化を図っている。</p> <p>上記システム等は仮想サーバ上で動作しているが、これらの仮想サーバを動作させるためのハードウェア及び、関係するネットワーク機器が更改となることから、本業務は、新規ハードウェア機器等を使用して、更改前と同様の業務が利用可能となるように設置、設定及び、移行する業務であり、的確かつ迅速に作業を行う必要があることから、受託業者は現行のシステムについて十分に熟知している必要がある。</p> <p>当該業者は現行システムの開発業者であるとともに、システム開発後の保守業務及びシステム改修業務をすべて受託しており、開発、保守及びシステム全体を十分に熟知しているため、的確かつ迅速なサーバ更改（構築）作業が可能である。一方で本業務を他業者に委託した場合、他業者は本システム及び運用環境について習得するまでに多大な時間と経費を要する。</p> <p>以上のことから、当該業務を委託できるのは、当該業者の他にはない。</p> <p>（随意契約ガイドラインⅡ-2-(2)-ア-エ）</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和1年9月4日